

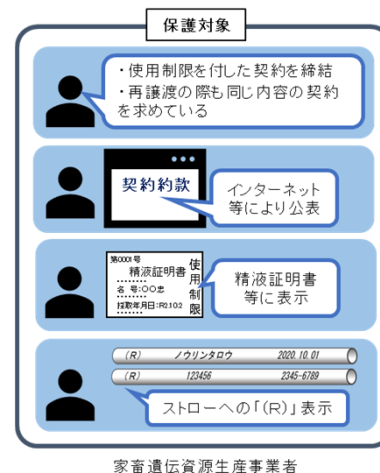
家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律附則第3条に基づく検討結果のとりまとめ(概要)

1. 家畜遺伝資源

- 1 未受精卵は、技術的・時間的な制約があるため、そのものが輾転と流通するリスクは低く、法律に位置づけるような状況の変化はない。
- 2 和牛受精卵の需要が増加する局面では、未受精卵の流通が増加する可能性があるため、**体外受精卵の生産を行う家畜人工授精所等に対して、立入検査等を通じて未受精卵の管理の徹底を図るとともに、生産と流通の実態を把握する必要。**
- 3 未受精卵の取扱いに係る技術の向上は日進月歩であることから、常に新しい技術の動向を注視する必要。

2. 譲渡契約等

- 1 **譲渡契約は、受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所において8割台まで普及しており、確実な家畜遺伝資源の管理・保護のためにはその実施率を100%にする取組が重要。**
- 2 受精卵の譲渡契約等は、その生産実態から、**譲渡契約等の主体となる所有者を明確にして推進**する必要。その際、生産に関与する獣医師、家畜人工授精師の協力を得ながら、立入検査の機会を活用し、推進する必要。
- 3 不正競争行為への抑止力を高めるため、**利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できるよう取組を推進するとともに、表示の手法と意義を再周知**する必要。



3. 成果冒用行為

法律の規定を超える成果冒用行為は確認されていないため、現行の規定を維持。

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

4. 理解醸成のための方策

- 1 これまでの立入検査において、新規に開設された家畜人工授精所（以下「新規授精所」という。）では「使用済みの精液証明書の不適切な管理」「譲渡等記録簿等の整備不備」、受精卵の生産をしている家畜人工授精所では「譲渡契約の締結等の実施」が課題であることが判明したことを踏まえ、**今後の立入検査は、**
 - ・ **新規授精所**に対し、譲渡等記録簿等の整備状況の確認と「精液等情報システム」の利用推進
 - ・ **受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所**に対し、受精卵の適正な生産と流通の確認と譲渡契約の締結等を推進**することを優先しつつ、速やかに和牛の精液や受精卵を取り扱う畜産農家に対しても立入検査を計画**する必要。
- 2 「精液等情報システム」は、操作性等の観点で利用が進んでいないという状況を踏まえ、同システムの課題や改善等を求める意見を踏まえ、**改善方策を検討し、その利用を推進**する必要。